## 斑鳩町パブリックコメント手続の実施に関する要綱(要旨)

この要綱は、政策等を策定する過程において町民に説明する責務を果たすとともに、町民の町政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的として、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものであります。

## 1. 主な制定内容

(1) 対象(第3条関係)

パブリックコメント手続の対象となる町の基本政策等は、次に掲げるものとする。ただし、意見聴取の手続が法令等で定められているものを除く。

- ① 総合計画等町の基本的な政策を定める計画の策定又は変更
- ② 町民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる個別の行政分野 における施策の基本方針その他基本的な事項を定める方針又は計画の策定又 は変更
- (2) 公表の時期等(第4条関係)

最終的な意思決定を行うまでに、基本政策等の案を公表しなければならない。

- (3) 公表方法等(第5条関係)
  - ① 基本政策等の案を実施機関が指定する場所に備え付けるとともに、町のホームページに掲載することにより行うものとする。
  - ② パブリックコメント手続を実施するに当たり、町のホームページへの掲載 その他実施機関が適当と認める方法により当該パブリックコメント手続の 実施について周知するものとする。
- (4) 意見等の提出の期間及び方法(第6条関係)
  - ① 意見等の提出の期間 基本政策等の案の公表を開始した日から30日以上
  - ② やむを得ない理由があるときは、当該期間を30日未満とすることができる。
  - ③ 意見等の提出方法
    - ア 書面の持参又は送付
    - イ ファクシミリを利用してする送信

- ウ 電子メールの送信
- エ その他実施機関が適当と認める方法
- (5) 意見等の処理(第7条関係)
  - ① 提出された意見等を考慮して、基本政策等について意思決定を行うものとする。
  - ② 提出された意見等の概要、これらに対する町の考えを公表しなければならない。ただし、斑鳩町公文書の開示に関する条例第10条に規定する非開示情報に該当するものについては、公表しないものとする。
  - ③ 公表は、町ホームページに掲載することにより行うものとする。
- (6) パブリックコメント手続の特例(第8条関係)

地方自治法第138条の4第3項の規定により置かれた附属機関又はこれに 類するものがパブリックコメント手続に準じた手続を経て作成した報告、答申等 に基づき基本政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施しないことが できる。

## 2. 施行期日等

平成31年1月1日から施行し、同日以後に公表を開始するパブリックコメント手 続から適用します。